

岡山県公報

岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

- 岡山県財務規則の一部を改正する規則

【規則】

- (県例規集登載)

【告 示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定介護老人福祉施設の指定
- 救急病院等の認定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 廃物と認定することが困難な放置自転車
の処分

【公 告】

- 落札者等の決定
- 随意契約の相手方の決定
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- "
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
- 県営土地改良事業の工事完了
- 基本測量の実施

- 公共測量の終了
- 都市計画事業の事業計画の変更に関する
周知のための措置

【企業局】

- 岡山県企業局文書取扱規程の一部改正
- 岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程
- 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

(以上県例規集登載)

- 落札者等の決定

【教育委員会】

- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 岡山県教職員健康診断審査規則の一部を改正する規則

- 都市計画課 〃

- 総務企画課

- ”

- ”

- 教育委員会

- "

- "

- "

- "

- ”

目次	○ 岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則 ○ 岡山県立高等学校転入学に関する規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会文書規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会職員安全管理規程の一部改正 ○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則の一部改正 (以上県例規集登載)
担当課(室)	〃 〃 〃 〃 〃
目次	
担当課(室)	

◎岡山県規則第二十六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産部関係の項を次のように改める。

農林水産部 関係	農林水産総合センター 食肉地方卸売市場	総務課総括副参事又は総括主幹 （経理班長に限る。） 総務課長
-------------	------------------------	--------------------------------------

様式第十二号中「

国

」を

国

を

「

国

」に改める。

様式第二十五号（表）を次のように改める。

金融機関用 ①

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第二十五号(2)及び(3)を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(2)

口座振替依頼書・自動払込受付通知書(新規・変更)

年 月 日

金融機関

取扱

$$\overline{T} = \boxed{}\boxed{}\boxed{} - \boxed{}\boxed{}\boxed{}\boxed{}$$

(フリガナ)

住所

(フリガナ)

納入義務者

(電話 — —)

私が納付すべき下記納付金は、次の指定預貯金口座から口座振替納付によって納付したいので、納入通知書を直接表記の金融機関に送付してください。

岡山県知事・県事務所長 殿										納付金種別																			
指定 預貯 金口座	※「金融機関」又は 「ゆうちょ銀行」の いずれか希望するも の欄のみ記入して ください。	金 融 機 関 (ゆうちょ銀行 を除く。)	金融機関名						店舗名				預金種目				口座番号 (右づめで前にゼロを記入する。)												
			金融機関 コード						店舗 コード						普 通 1 当 座 2 そ の 他 9														
		ゆうちょ銀行						契約 種別 コード		通帳記号 (6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。)				通帳番号 (右づめで前にゼロを記入する。)															
								3	0							※													
		払込先口座番号			01340—2—960999						払込先加入者名				岡山県会計管理者														
フリガナ 口座名義人		左づめとし、姓と名は1字あける。濁点、半濁点は1字とする。																お届け印											
口座名義人住所																													

・申し込みの方は太枠線内のみ記入してください。

振込日 (払込日)	県が指定する日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	振替金額 (払込金額)	県が指定する金額	払込開始	年 月 日 から (ゆうちょ銀行のみ記載すること。)
--------------	-----------------------------	----------------	----------	------	-------------------------------

記

- 1 万一、預貯金口座の残高不足で振替納付できないときは、その納付金は、一般の方法により金融機関の窓口へ納付します。
- 2 口座振替契約を解約し、又は内容を変更するときは、所定の手続により金融機関に届け出ます。
- 3 口座振替の取扱いについて県が定める事由に該当するときは、中止されても異議ありません。
- 4 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用になります。

指定預貯金口座を設けている金融機関にて受付確認印を受け、所定の県事務所へ提出してください。 (ゆうちょ銀行を除く。)	受付確認印		
	年	月	日
	金融機関名		印

取扱店日付印欄 (ゆうちょ銀行)

金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)

: (岡山県 → 納入者 → 金融機関 → 納入者 → 岡山県)

ゆうちょ銀行

: (岡山県 → 納入者 → ゆうちょ銀行 → 岡山県)

課 所 用 ②

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(3)

口座振替届出書(控)・自動払込利用申込書(お客様控)

年 月 日

(納 入 者 控)

$$\underline{\quad} = \boxed{}\boxed{}\boxed{} - \boxed{}\boxed{}\boxed{}\boxed{}$$

(フリガナ)

住所

(フリガナ)

納入義務者

(電話 — —)

私が納付すべき下記納付金は、次の指定預貯金口座から口座振替納付によって納付したいので、納入通知書を直接表記の金融機関に送付してください。

岡山県知事・県事務所長 殿										納付金種別																			
指定 預貯 金口座	※「金融機関」又は「ゆうちょ銀行」のいずれか希望するものの欄のみ記入してください。	金融機関 (ゆうちょ銀行を除く。)	金融機関名						店舗名				預金種目				口座番号 (右づめで前にゼロを記入する。)												
			金融機関コード						店舗コード					普通 当座 その他	1 2 9														
		ゆうちょ銀行							契約 種別 コード	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)						通帳番号 (右づめで前にゼロを記入する。)													
									3	0							※												
		払込先口座番号			01340—2—960999										払込先加入者名				岡山県会計管理者										
フリガナ 口座名義人	左づめとし、姓と名は1字あける。濁点、半濁点は1字とする。																						お届け印						
口座名義人住所																													

・申し込みの方は太枠線内のみ記入してください。

振込日 (払込日)	県が指定する日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	振替金額 (払込金額)	県が指定する金額	払込開始	年 月 日 から (ゆうちょ銀行のみ記載すること。)
--------------	-----------------------------	----------------	----------	------	-------------------------------

記

- 1 万一、預貯金口座の残高不足で振替納付できないときは、その納付金は、一般の方法により金融機関の窓口へ納付します。
- 2 口座振替契約を解約し、又は内容を変更するときは、所定の手続により金融機関に届け出ます。
- 3 口座振替の取扱いについて県が定める事由に該当するときは、中止されても異議ありません。
- 4 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用になります。

取扱店日付印欄 (ゆうちょ銀行)

(岡山県 → 納入者 → 金融機関 → 納入者)

納入者控用 ③

様式第三十一号中「氏 名

④」を

」に改める。

「氏 名

様式第五十五号支出票（その一）6（ハ）中

「(氏名)

印」を

「(氏名)

」に改める。

様式第六十二号支払票（裏）中

「(1) 受取人の印鑑は、原則として請求書に押印した印鑑を使用してください。」を

(2) 領収書の印紙は、営業に関するものについて貼ってください。

」を

「 領収書の印紙は、営業に関するものについて貼ってください。」

」に改

める。

様式第六十四号中「氏 名

④」を

「氏 名

」に改める。

様式第六十五号中「田繁興氏名

④」を

「田繁興氏名

」に改める。

様式第六十六号中「氏名

④」を

「氏名

」に

「岡山県会計管理者

印」

を「岡山県会計管理者

」に改

める。

様式第六十七号を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第67号(第109条関係)

口座振替申出書

口座振替申出書	新規	変更	年	月	日
---------	----	----	---	---	---

岡山県知事・県事務所長 殿

年 月 日以降、私に対する岡山県からの支払金は、下記指定預金口座に振り込んでください。
なお、今後変更のない限り毎年度引き続きこの内容とします。

太枠線内の事項を記入してください。

		債権者番号 (岡山県記入)			郵便番号							
債権者	住 所 (カ ナ)											
	住 所 (漢 字)						電話番号	()	—			
	債権者名 (カ ナ)											
債権者名 (漢 字)												
預金者	住 所 (漢 字)											
	預金者名 (漢 字)											
上記債権者と 同じ場合は 記入不要												

住 所 欄…都道府県から記入してください。
債権者名欄…法人の場合、「法人名」「債権者役職」「債権者氏名」を記入してください。(預金者名も同様)

太枠線内の事項を記入してください。

指定預金口座	金融機関及び店舗名				金融機関コード			店舗コード		預金種別		口 座 番 号			
		銀行・農協 金庫・信組		店						1 普 通 2 当 座 9 その他					
	名義人 (カナ)														

口座番号欄…右詰めで記入し、空欄には「0」を記入してください。
名 義 人 欄…左詰めで記入し、濁点又は半濁点は1字として記入してください。

「新規」又は「変更(指定預金口座欄に変更がある場合のみ)」の場合	
指定預金口座を設けている金融機関にて受付確認印を受けた後、岡山県へ提出してください。 金融機関受付担当者様 上記「指定預金口座」欄の記載内容に誤りがないか御確認の上、受付印等を押印していただきますようお願いします。	受 付 確 認 印
	年 月 日 金融機関名 印

※通帳等の上記口座情報が確認できるものの写しを添付していただく場合は、上記「受付確認印」は不要です。
※この申出書に記載された指定預金口座に岡山県から最後に入金があった日から1年以上岡山県から入金がない場合は、記載事項に変更がなくとも改めてこの申出書の提出を依頼することがあります。

「中」様式第九十一号及び第九十三号中「中」
様式第二百十号を次のように改める。
「中」に改める。

④「を

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第120号(第236条関係)
物品管理換書(その1)(本庁用)
(1)

A票

第 号					
管理換え希望所属 所 属 名 物品供用管理員 担当者 物 品 の 管 理 換 え に つ い て 次の物品を管理換えのため返納してよろしいか。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(2)

B票
本件管理換えしてよろしいか。

班長

担当者

第 号					
管理換え希望所属 所 属 名 物品供用管理員 物 品 の 管 理 換 え に つ い て 次の物品を上記希望所属に管理換えしてください。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(3) C票
本件受入れてよろしいか。

所長 総務課長 出納員 担当者

第 号			用度第 号 年 月 日		
現品送付先所属名					
物 品 管 理 換 通 知 書 (物品管理者) _____ 殿 会 計 管 理 者 _____ 次の物品を管理換えするので現品受理のうえ受領書を送付してください。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(4)

D票

第 号		伺い分		用度第 号		年 月 日 通知分	
現品受領所属							
物 品 管 理 換 受 領 書 会 計 管 理 者 殿 年 月 日 次の物品を受領しました。 出 納 員							
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)		

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

物品管理換書(その2)(県事務所用)
(1)

A票

第 号					
管理換え先所属			県事務所名		
所長			総務課長		出納員 担当者
物 品 の 管 理 換 え に つ い て					
次の物品を上記所属に管理換えをしてよろしいか。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(2) B票
本件受入れてよろしいか。

第 号					
現品送付先所属名					
物 品 管 理 換 通 知 書 (物品管理者) 殿 県事務所名 出 納 員 次の物品を管理換えするので現品受理のうえ受領書を送付してください。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(3)

C 票 物品供用管理員 担当者

第 号		通知分		年 月 日	
長 殿 会 計 管 理 者 物 品 管 理 換 え に つ い て 次の物品が から管理換えされるので現品を受理して別紙受領書を返送してください。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

(この票は、県事務所へ管理換えするときは不要です。)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(4)

D票

第 号		通知分		年 月 日	
現品受領所属		物品供用管理員	㊤		
物 品 管 理 換 受 領 書 県事務所名 出 納 員 殿 会計管理者 出 納 員 年 月 日 次の物品を受領しました。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第百三十二号を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第122号(第237条関係)
物品配置換書
(1)

A票

第 号					
所 属 名 物品供用管理員 担当者					
物 品 の 配 置 換 え に つ い て					
(配置換え先所属)					
次の物品を管理換えしてよろしいか。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(2) B票
本件配置換えしてよろしいか。〔管理機関〕
〔出納機関〕

第 号					
物 品 の 配 置 換 え に つ い て					
所 属 名 物品供用管理員					
(配置換え希望所属)					
次の物品を上記希望所属に配置換えしてください。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

(3)

C票
本件受入れてよろしいか。

物品供用管理員

担当者

第 号			年 月 日		
物 品 配 置 換 通 知 書 会計管理者 出 納 員 所 属 名 物品供用管理員 殿 次の物品を配置換えするので から現品受理のうえ受領書を送付してください。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

(4)

D票

第 号			提出			年 月 日 通知		
物 品 配 置 換 受 領 書 会計管理者 出 納 員 _____ 殿 所 属 名 物品供用管理員 _____ 年 月 日 次の物品を受領しました。								
分 類	品 名	規 格		金 額	取得年月日	備考(固有番号)		

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第百二十七号を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第127号(第247条関係)

物品返納書

(1)

本件受理してよろしいか。

〔管理機関〕
〔出納機関〕

第 号					
物 品 返 納 書					
会計管理者 出 納 員 殿					
所 属 名 物品供用管理員 担当者					
次の物品を返納します。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

(2)

第 号		返納分		年 月 日	
返 納 物 品 受 領 書 所 属 名 物品供用管理員 会計管理者 出 納 員 次の物品を受領しました。					
分 類	品 名	規 格	金 額	取得年月日	備考(固有番号)

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第百五十七号を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第157号(第285条関係)

備品出納簿(その1)

年度 備 品 出 納 簿 (本 庁 用)

分 類		
大	中	小

コード番号	品 名

[illegible]

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

備品出納簿(その2)

年度 備 品 出 納 簿 (県 事 務 所 用)

分 類		
大	中	小

コード番号	品 名

県 事 務 所 名

[illegible]

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第百六十七号を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第167号(第285条関係)

年度

備品整理簿

所属名	物品供用管理員	
	区 分	氏 名

分 類		
大	中	小

コード番号	品名

保有数

[illegible]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つむぎ吉備中央

2 所在地

加賀郡吉備中央町田土三一〇九―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

2 主たる事務所の所在地

高梁市横町一〇七二番地一

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五三九〇〇〇三二

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム奥津広済園

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町杉七五〇―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人奥津広済会

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町杉七五〇―四

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四八一

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム奥津広済園

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町杉七五〇―四

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人奥津広済会

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町杉七五〇―四

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四八一

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

◎岡山県告示第百六十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地	
1 名称	平病院
2 所在地	和気郡和気町尺所四三八
二 認定年月日	
令和四年三月二十七日	
三 認定の有効期限	
令和七年三月二十六日	
一 病院の名称及び所在地	
1 名称	村上脳神経外科内科
2 所在地	笠岡市大井南二八―四
二 認定年月日	
令和四年三月二十七日	
三 認定の有効期限	
令和七年三月二十六日	

◎岡山県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西原久世線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
真庭市大庭字鯉五二八番一地先から 真庭市大庭字鯉六一六番二地先まで	旧	新	四・〇〇 二五・〇	二二八・五
	四・〇〇 二五・〇	一一・〇〇 二二・〇	二〇二・〇	
	真庭市大庭字鯉五二八番一地先から 真庭市大庭字鯉六一六番二地先まで			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坪井下栃原線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
津山市坪井下字ナラ田一三五五番三地先から 久米郡美咲町北字堂ノ奥二四〇九番二八地先まで	旧	新	一・〇〇 四七・〇	四六三四・二
	四・五〇 一〇〇・〇	四・五〇 一〇〇・〇	四六七六・七	
	津山市坪井下字ナラ田一三五五番三地先から 久米郡美咲町北字堂ノ奥二四〇九番二八地先まで			

一 道路の種類 県道
二 路線名 西山布寄線
三 道路の区域

地先まで

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市備中町西山字向ヒ高下一八九二番七地先から 高梁市備中町西山字橋ヶ谷三〇七一番五地先まで	新	五・九〇 四五・五	五〇四・八
高梁市備中町西山字向ヒ高下一八九二番七地先から 高梁市備中町西山字橋ヶ谷三〇七一番五地先まで	旧	四・〇〇 一一・六	五五六・三

◎岡山県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	西原久世線	真庭市大庭字鯉五二八番一地先から 真庭市大庭字鯉六四一番一地先を経て 真庭市大庭字鯉六一六番二地先まで		令和四年三月二十九日
	西山布寄線	高梁市備中町西山字向ヒ高下一八九二番七地先から 高梁市備中町西山字橋ヶ谷三〇七一番五地先まで		

◎岡山県告示第百六十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 青	一台	玉野A二八九八四

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和四年二月十六日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三十一―三二二一

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

〔一三二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名及び数量
防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務 一式
- 二 契約期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県危機管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年三月十八日
- 五 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社岡山支店
岡山市北区下石井二丁目二―五
- 六 落札金額
五一一、五〇〇、〇〇〇円
（うち消費税額及び地方消費税の額四六、五〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年二月四日

〔一三三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
金融所得課税申告・納入の電子化に伴う税務システム改修業務
- 二 契約期間
令和三年四月一日から同年十二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
三一、八九八、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八九九、九〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

〔一三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マイプラザ

所在地 備前市伊部二三七四一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 岸本株式会社

住所 備前市伊部二三七五番地

代表者の氏名 代表取締役 岸本 伸造

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻

(ア) 名称 株式会社ザグザグ

午前九時

イ 開店時刻

(イ) 名称 株式会社ザグザグ

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午前零時三十分まで

4 変更年月日

令和四年三月二十一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市朝日新町二ー一九

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

ウ 名称 株式会社三城

住所 東京都港区海岸一丁目二番三号 汐留芝離宮ビルディング十階

代表者の氏名 代表取締役 澤田 将広

エ 名称 兼松株式会社

住所 東京都港区芝浦一丁目二番一号 シーバンスエヌ館

代表者の氏名 代表取締役 宮部 佳也

二	(2)	大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千五百三十八平方メートル
	(3)	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
三	ア	駐車場の収容台数 百台
	イ	駐車場の収容台数 八台
1	ウ	荷さばき施設の面積 八十四平方メートル
	エ	廃棄物等の保管施設の容量 九・六六立方メートル
2	(4)	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
	ア	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
	(イ)	名称 株式会社宮脇書店
		開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時
	(ウ)	名称 株式会社三城
		開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時
	イ	名称 兼松株式会社
		開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時
	ウ	駐車場の自動車の出入口の数 四箇所
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
		荷さばき施設一 午前六時から午後十時
		荷さばき施設二 午前零時から午後十二時（二十四時間）
		荷さばき施設三 午前六時から午後七時
	二	届出年月日
		令和四年三月十七日
	三	縦覧の期間及び場所
	1	縦覧の期間
	2	令和四年三月二十九日から同年七月二十九日まで
		縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び備前市産業部産業振興課		

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

〔一三五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 津山インター河辺モール

所在地 津山市河辺字白坪九〇三番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 末沢建設株式会社

住所 津山市押入一二一九番地七

代表者の氏名 代表取締役 末沢 由博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

名称 株式会社ザグザグ

（変更前）午後十時

（変更後）午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午前零時三十分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設三

（変更前）午前九時から午前十時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

令和四年三月二十一日

二 届出年月日

令和四年三月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年三月二十九日から同年七月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

〔一三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 認可年月日

令和四年三月二十二日

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

〔一三七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

丘2番川7 （小規模土地改良（かんがい排水）事業）

赤羽根新開水路（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和四年三月二十九日から同年四月十九日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔二三八〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和四年三月二十九日

大輪池	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
た め 池	工 種	完了年月日	令和三・一〇・二一

〔一三九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。
令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

県内全域	測 量 区 域
基本測量（航空重力測量）	測 量 の 種 類
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔一四〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
小田郡矢掛町内田	公共測量（基準点測量）	令和四年三月十七日

〔二四一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり都市計画事業の事業計画の変更の認可があつた。

令和四年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画事業の種類及び名称
岡山県南広域都市計画道路事業三・三・倉三百五連島呼松線
- 二 施行者の名称
岡山県
- 三 事務所の所在地
倉敷市羽島一〇八三（岡山県備中県民局内）
- 四 事業地の所在
変更なし

◎岡山県企業訓令第一号

企業局一般

岡山県企業局文書取扱規程（昭和三十年岡山県営電気事業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

第一条の二第五号を削る。

第六条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第十二条第一項中「次により処理しなければならない」を「そのまま主務課に配付しなければならない」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「多い」を「深い」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、直接主務課へ送達された文書等及び物件は、主務課において收受するものとする。

第十二条の二第一号中「前条第一項第三号及び第五号から第七号まで」を「前条第一項」に改め、「については」の下に「、輕易なものを除き」を、「收受印」の下に「（様式第一号）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前号の收受印を押印した文書は、別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入すること。

第十二条の三第一項中「利用して」の下に「又は光ディスク等の媒体により」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により收受した電子文書は、輕易なもの又は別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳に所要事項を記入した上で、前条第三号の規定により処理するものとし、その課の分掌に属しないものは、直ちに、理由を付して主務課に送付するものとする。

第十二条の三第三項を削る。

第十二条の四を削る。

第十五条中「、文書分類記号」を削り、「簡便な」を「の」に改める。

第十七条の見出し中「取扱区分」を「取扱区分等」に改め、同条第一項中「上部余白」を「取扱区分欄」に、「特別取扱区分」を「發送区分」に改め、同条第三号中「急施を要するもの 至急」を「取扱いに注意を要するもの 取扱注意」に改め、同条第四号及び第六号を次のように改める。

四 書留郵便物等（書留郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第二十八条第二項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（第五号において「信書便物」という。）のうち書留郵便物に準ずる取扱いをするものとして別に定めるものをいう。）とするもの 書留

六 前二号に掲げるもののほか、文書等の性質、内容等に応じて送達方法に留意する必要があるもの 送達に用いる方法

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十一条中「常に」を「文書管理者に対し、常に」に改める。

第二十二条第一項中「、完結年月日を記載し」を削り、「文書分類表」を「岡山県企業局文書保存分類表（平成八年岡山県企業訓令第二号。以下「文書分類表」という。）」

に改める。

第二十七条中「發送文書には」を「發送文書のうち、管理者が別に定めるものについては」に改め、「押し、かつ、契印を」を削り、同条ただし書を削る。

第二十八条第三項中「ファクシミリにより発信」を「發送」に改める。

第二十八条の二第二項中「及び契印」を削り、同項ただし書を削る。

第二十八条の三及び第二十八条の四を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十二条第一項中「、主務課において」を削り、同条第二項中「様式第十号」を「様式第八号」に改める。

第三十三条第一項中「様式第十一号」を「様式第九号」に改める。

第三十五条中「様式第十二号」を「様式第十号」に改める。

第三十八条第一項中「を閲覧し、又は」を「の」に、「閲覧貸出票（様式第十三号）により総務企画課長の承認を受け」を「貸出票に記載し」に改める。

第三十九条第一項中「塗りつぶし」を「溶解し」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第12条の2関係）

受 付	
年 月 日	処理期限： 月 日
〇〇課	

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第五号を次のように改める。
様式第五号 改正
様式第六号を次のように改める。

様式第十一号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県企業局文書取扱規程（以下「旧訓令」という。）様式第一号による收受印は、当分の間、この訓令による改正後の岡山県企業局文書取扱規程第一号による收受印とみなす。

3 旧訓令に定める様式（様式第一号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和4年3月29日

岡山県公報

第 1 2 3 8 2 号

様式第3号（第12条の2関係）

文 書 管 理 台 帳

収受 番号	収 受 文 書		件 名	発信者	担当者名	備 考
	年月日	記号・番号				

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第4号（第15条関係）

決 裁 日	年 月 日	取扱区分 ☐ 取扱注意 ☐ 例 規 ☐ 公報登載		所 属 ・ 班 名		
起 案 日	年 月 日			担 当 者 職 氏 名		
処理期限	年 月 日					
施 行 日	年 月 日	記 号 番 号	第 号	☐ 公印押印 ☐ 電子認証	印	
発 送 日	☐ 年 月 日 ☐ 施行日に同じ	発送区分	☐ 簡易書留 ☐ 配達証明 ☐ 内容証明 ☐ 本人限定受取 ☐ 速達 ☐ 電子メール（一般） ☐ 電子メール（LGWAN） ☐ FAX ☐ その他（ ）			
☐ 校合者 ☐ 発送物照合者 印		特記事項				

標題

決裁欄

内容欄

令和4年3月29日 岡山県公報 第12382号

様式第6号（第24条関係）

文 書 発 送 番 号 簿

文 書 番 号	施 行 年 月 日	宛 先	件 名	備 考
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

	• •			
	• •			
	• •			
	• •			
	• •			

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程

岡山県企業局公印規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「等」を削り、同条中「及び印影」を削る。

第七条第一項中「押なつ」を「押印」に改め、同条第二項中「の「公印押印」欄に、「を「に」に改める。

第八条第一項中「押なつ」を「押印」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第五条、第六条関係）

公 印 名		公印管守者	公印取扱者	寸 法
岡山県公営企業管理者印	長	総務企画課	総務班長	方 三〇ミリメートル
	発電総合管理事務所長	総務課長		方 二七ミリメートル
	工業用水道事務所長	総務課長		方 一五ミリメートル
	総務企画課長			方 二七ミリメートル
	総務班長			方 二七ミリメートル
岡山県企業局局長印				方 二七ミリメートル
岡山県企業局課長印				方 二四ミリメートル
岡山県企業局総務企画課経営推進室長印				方 一五ミリメートル
岡山県企業局発電総合管理事務所長印	所長	総務課長		方 二七ミリメートル
岡山県企業局工業用水道事務所長印		総務課長		方 二七ミリメートル
岡山県企業局企業出納員印	企業出納員			方 二七ミリメートル
岡山県企業局発電総合管理事務所企業出納員印				方 二七ミリメートル
岡山県企業局工業用水道事務所企業出納員印				方 二七ミリメートル

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号 (第4条関係)

公 印 台 帳

公 印 名	印 影	制定年月日	使用範囲	廃止年月日 その他

附 則

- 1
(施行期日)
この規程は、公布の日から施行する。
- 2
(経過措置)
この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の岡山県企業局公印規程
第四条の規定に基づく公印台帳（別記様式第一号）により調製された台帳は、この規
程第四条の規定により調製された台帳とみなす。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)2の項8中「9」を「7」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

一 落札物品の名称及び予定数量

岡山県企業局施設で使用する電気

使用予定電力量六二、六六一、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 落札者を決定した日

令和四年二月九日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

一、〇三七、七八三、一四二円

（うち消費税額及び地方消費税の額九四、三四三、九二二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年十二月二十四日

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「保護者」を「保護者及び生徒」に改める。

第二十三条第二項を削る。

第二十四条第一項第四号中「保護者又は保証人」を「保護者」に改め、同条第二項中「住民票の写し（保護者の変更の場合に限る。）及び在学保証書」を「住民票の写し」に改める。

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とする。

第三十一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第三十八条第一項中「総合的な探究」を「総合的な探究」に改める。

第八十条中「第二十三条第二項に規定する在学保証書は、保証人と連署して当該生徒が提出するものとし、第二十四条、第二十五条第二項又は」を「第二十三条、第二十四条及び」に改める。

別表第七中

岡山県立勝山高等学校（蒜山校地に限る。）	白雲寮	真庭市蒜山上長田一四一	男子 女子	三 三
岡山県立真庭高等学校	やまなみ寮 白梅寮	真庭市中島一四三 真庭市落合垂水一〇六四	男子 女子	一六 四四

を

岡山県立勝山高等学校（蒜山校地に限る。）	白雲寮	真庭市蒜山上長田一四一	男子 女子	四 四
岡山県立真庭高等学校	やまなみ寮 白梅寮	真庭市中島一四三 真庭市落合垂水一〇六四	男子 女子	一六 四四
岡山県立和気閑谷高等学校	金剛寮	和気郡和気町尺所一五	男子	八

に改める。

様式第一号中「**四**」を削り、「実施について次のとおり」を「実施について、次のとおり」に改める。

様式第三号中「四」を「五」に改める。

「2 教科若しくは科目名、特別活動、自立活動又は総合的な学習の時間」

3 教材の著者、発行所及び価格

「2 教科若しくは科目名、外国語活動、総合的な学習の時間若しくは総合的な探究の時間、特別活動又は自立活動」

3 教材の著者、発行所及び価格

様式第三号中「四」を「五」に改める。

「2 教科若しくは科目名、道徳、特別活動、自立活動又は総合的な学習の時間」

3 教材の著者、発行所及び価格

「2 教科若しくは科目名、道徳、特別活動、自立活動又は総合的な学習の時間、総合的な探究の時間」

3 教材の著者、発行所及び価格

様式第四号中「四」を削る。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県立学校の管理運営に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第一条 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則(昭和三十年岡山県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「保護者」を「保護者(成年に達した生徒にあつては、本人。)」に改める。

第四条 第一項中「保護者」を「保護者(成年に達した生徒にあつては、本人。以下同じ。)」に改める。

(岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(平成十年教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「保護者」を「保護者(成年に達した生徒にあつては、本人。)」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する

別表第二の一の表を次のように改める。

別表第二（第三十六條関係）

- 一 免許法施行規則第十一条及び第十三条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
- イ 幼稚園教諭免許状

		幼稚園教諭				受けようとする免許状の種類	
		一種免許状					
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
四	四	四	三	三	二	二	一
二〇	一八	一六	一四	一三	一一	九	七
四	四	四	四	三	三	三	二
一〇	九	八	七	七	六	五	三
一	一	一	一	一	一	一	一
六	五	五	四	四	四	三	二
四五	四〇	三五	三〇	二五	二〇	一五	一〇

備考

一 最低修得単位数については、領域に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。

二 領域に関する専門的事項に関する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第一号に定める方法により修得するものとする

三 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる教育の基礎的理解に関する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について一以上の事項を含めて修得するものとする。また、下の欄に掲げる部分以外のものの単位は、保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項のうち一以上の科目又は事項を含めて修得するものとし、幼児理解の理論及び方法又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分の単位は、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法の事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。

四 大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第十四号に定める方法により修得するものとする。

幼稚園教諭免許狀以外

[illegible]

中学校教諭					小学校教諭														
一種免許状					二種免許状					一種免許状									
八	七	六	五	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
七	八	九	一〇	一	一	二	二	三	三	四	四	一	一	二	二	三	三	四	四
一一	一三	一四	一六	八	一一	一四	一七	二〇	二三	二六	二九	七	九	一一	一三	一五	一七	一九	二一
三	四	四	四	二	二	三	三	四	四	五	六	一	二	三	三	三	三	四	四
四	五	五	六	四	五	六	八	九	一〇	一二	一三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
一	二	二	二	一	一	二	二	三	三	三	四	一	一	一	一	一	二	二	二
三	三	四	四	一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	三	三	四	四	五	五
三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五

にび
関生
関す
る徒
指導
科目
、
教
育
相
談
等

部方のヤ指法理含的関セ談法理生
分法理リ導又論むなすりへ論徒
に論ア及は及じ知るンカ教及指
係及教び進び識基グウ育び導
るび育キ路方のを礎にン相方の

中学校教諭の一種免許状				小学校教諭の一種免許状				免許法施行規則第十一条第一項の表の備考第三号の規定の適用を受ける者に係るもの																			
								高等学校教諭						一種免許状						二種免許状							
六	五	四	三	六	五	四	三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	一二	一一	一〇	九
三	四	五	六	一	一	二	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	三	四	五	六	七	八	九	一〇	三	四	五	六
五	七	八	一〇	七	九	一一	一三	四	五	六	七	九	一〇	一一	一二	六	八	一〇	一二	一五	一七	一九	二一	五	七	八	一〇
一	二	三	三	一	二	三	三	一	二	三	三	四	四	四	四	二	三	三	三	四	五	六	六	一	二	三	三
二	三	三	四	四	五	六	七	一	一	二	二	二	三	三	三	一	二	二	二	三	三	四	四	二	三	三	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	一	二	二	二	三	三	四	四	一	一	一	一
二	三	三	四	二	三	四	五	三	四	四	五	六	七	七	八	一	一	二	二	三	三	四	四	二	二	三	三
一〇	一五	二〇	二五	一〇	一五	二〇	二五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五

高等学校教諭の一種免許状				免許法施行規則第十一条第一項の表の備考第四号の規定の適用を受ける者に係るもの				保健の教科についての中学校教諭の一種免許状			
三	四	五	六	三	四	五	六	三	四	五	六
七	六	五	四	三	二	一	一〇	六	五	四	三
三	二	一	一	二	三	四	一	五	四	三	二
八	六	五	四	三	二	一	一〇	六	五	四	三
二五	二〇	一五	一〇	八	六	五	四	二五	二〇	一五	一〇

備考

一 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。

二 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイからハまでに定めるとおりとする。

イ 小学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第三条第一項の表の備考第一号に定める方法により修得するものとする。

ロ 中学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第四条第一項の表の備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。ただし、修得することを必要とする単位数が十単位未満であるときは、同号に掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目について、同号に掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。

ハ 高等学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第五条第一項の表の備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。ただし、修得することを必要とする単位数が十単位未満であるときは、同号に掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目について、同号に掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。

三 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイからハまでに定めるとおりとする。

イ 小学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第三条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

ロ 中学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第四条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

ハ 高等学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第五条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる部分以外のものの単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイ又はロに定める科目又は事項のうち一以上の科目又は事項について修得するものとする。

イ 小学校又は中学校の教諭の普通免許状

各教科の指導法に関する科目

(ロ)(イ) 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の事項

ロ 高等学校教諭の普通免許状

各教科の指導法に関する科目

(ロ)(イ) 総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の事項

五 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分の単位は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。

六 大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第十四号に定める方法により修得するものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会表彰規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び第二号中「四」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県教育委員会表彰規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

岡山県教育財産管理規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第八号まで及び様式第十二号中「五」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県教育財産管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県教職員健康診断審査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教職員健康診断審査規則の一部を改正する規則

岡山県教職員健康診断審査規則（平成六年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「氏

名

印」を

「氏

名

」に、「所属組織氏名

印」を

「所属組織氏名

」に改め、様式第四号中「所属組織氏名

」を

署名又は記名押印）」に改め、「氏

名

印」を

「氏

名

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県教職員健康診断審査規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

- 4 公印の印影を縮小しなければ文書の判読が困難になるなどやむを得ない場合で、かつ、縮小した印影と当該公印の印影との同一性が確認できる限りにおいて、縮小した公印の印影を刷り込むことができるものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県立高等学校転入学に関する規程（昭和六十三年岡山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

第三条の次に次の一条を加える。

（成年に達した生徒の住所変更に伴う転入学の許可）

第三条の二 前条の規定は、成年に達した生徒が、住所変更に伴い転入学の出願を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第四号及び第二項から第四項までの規定中「保護者」とあるのは「本人」と、同条第一項第二号中「通学している者の保護者」とあるのは「通学している者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第一条の二第五号を削る。

第六条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第十四条第一項中「次により処理しなければならない」を「そのまま主務課に配付しなければならない」に改め、同項各号を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、電報及び書留郵便物等（書留郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第三十一条第三項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（第二十条第一項第五号において「信書便物」という。）のうち書留郵便物に準ずる取扱いをするものとして別に定めるものをいう。第五項及び第二十条第一項第四号において同じ。）は、教育政策課において特殊郵便等送付簿（様式第一号）に所要事項を記入した後、主務課に配付することとする。

第十四条第五項中「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「において」を「から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「多い」を「深い」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定に関わらず、直接主務課へ送達された文書等及び物件は、主務課において收受するものとする。

第十六条中「第十四条の規定により各課に」を「各課に」に改め、同条第一号中「第十四条第一項第三号、第五号及び第六号」を「第十四条第一項」に改め、「については」の下に「、軽易なものを除き」を、「收受印」の下に「（様式第二号）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前号の收受印を押印した文書は、別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入すること。

第十六条の二第二項中「利用して」の下に「又は光ディスク等の媒体により」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により收受した電子文書は、軽易なもの又は別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳に所要事項を記入した上で、前条第三号及び第四号の規定により処理するものとし、その課の分掌に属しないものは、主務課に速やかに送付するものとする。

第十六条の二第三項を削る。

第十六条の三を削る。

第十八条中「、文書分類記号」を削り、「簡便な」を「の」に改める。

第二十条の見出し中「取扱区分」を「取扱区分等」に改め、同条第一項中「上部余白」を「取扱区分欄」に、「特別取扱区分」を「發送区分」に改め、同条第三号中「急施を要するもの 至急」を「取扱いに注意を要するもの 取扱注意」に改め、同条第六号を

次のように改める。

六 前二号に掲げるもののほか、文書等の性質、内容等に応じて送達方法に留意する必要があるもの 送達に用いる方法

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「各班（岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）第三条第一項に規定する班をいう。）において共通して利用する」を削り、「常に」を「文書管理者に対し、常に」に改める。

第二十五条第一項中「、完結年月日を記載し」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条 発送文書のうち、教育長が別に定めるものについては、岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）の定めるところにより、公印を押さなければならぬ。

第三十一条第四項中「ファクシミリにより発信」を「発送」に改める。

第三十一条の二第二項中「及び契印」を削り、同項ただし書を削る。

第三十一条の三及び第三十一条の四を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十四条中「、文書副管理者において」を削り、「文書分類表」を「岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第二号。この項において「文書分類表」という。）に改める。

第三十七条第一項中「を閲覧し、又は」を「の」に、「閲覧貸出票（様式第十一号）により主務課長の承認を受け」を「貸出票に記載し」に改める。

第三十八条第一項中「塗りつぶし」を「溶解し」に改める。

様式第一号を削り、様式第二号を次のように改め、同様式を様式第一号とする。

様式第一号（第14条関係）

様式第一号（第14条関係）

特殊郵便等送付簿

収受月日	種 類	発 信 者 名	取扱者印	配付月日	受領印	備 考
・				・		
・				・		
・				・		
・				・		
・				・		
・				・		
・				・		

書留郵便物等は、「備考」欄に引受局名、留書郵便事業者名、引受番号等を記入すること。

様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第二号（第16条関係）

様式第4号 (第18条関係)

決裁日	年 月 日	取扱区分		所属・班名	
起案日	年 月 日	☐ 取扱注意 ☐ 例		担当者職氏名	
処理期限	年 月 日	記号 番 号		電話 () 印	
施行日	年 月 日	第 号		☐ 公印押印 ☐ 電子認証	印
発送日	☐ 年 月 日 ☐ 施行日に同じ	発送区分	☐ 簡易書留 ☐ 配達証明 ☐ 電子メール(一般) ☐ 電子メール(Gmail)	☐ 内容証明 ☐ 本人限定受取 ☐ FAX ☐ その他 ()	☐ 速達 ()
☐ 校合者 ☐ 送達物照合者 印		特記事項			

標題

決裁欄

内容欄

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第5号及び様式第6号 別添

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第27条関係）

文書送付番号簿

文書番号	施行年月日	宛先	件名	備考
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

附 則

- （施行期日）
- 1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県教育委員会文書規程（以下「旧訓令」という。）様式第一号による收受印は、当分の間、この訓令による改正後の岡山県教育委員会文書規程様式第二号による收受印とみなす。
- 3 旧訓令に定める様式（様式第一号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年岡山県教育委員会訓令第1号）の
一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会
第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十一条の二を第十一条とする。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則（昭和四十一年岡山県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

岡山県教育委員会

第九条の次に次の一条を加える。

（適用）

第十条 成年に達した生徒については、保護者に係る規定（第四条第一項第一号の規定を除く。）について、「保護者」を「本人」と読み替えるものとする。ただし、当該規定のうち、第三条第一項中「保護者又は本人が住所を変更したときは、当該保護者が」とあるのは「本人が住所を変更したときは、」と、同条第三項中「通学している者の保護者」とあるのは「通学している者」と、第四条第一項第三号中「通学している者で、保護者」とあるのは「通学している者」と読み替えるものとする。

様式第二号及び様式第七号中「~~国三~~」を「~~国三~~」に改める。

「~~国三~~」

「~~国三~~」

中

「~~国三~~」に改める。

「~~国三~~」を

様式第三号中「~~国三~~」を削り、様式第四号中「~~国三~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。